

(公財) 札幌国際プラザ外国語ボランティア制度 ボランティア派遣について

令和4年8月 多文化交流部

札幌を拠点とする国際交流事業、国際会議やスポーツ大会などのMICE*事業の実施にあたり、外国語ボランティアを派遣します。この制度は、外国語ボランティアが、自身の語学能力とボランティア精神をもって、札幌市民の顔として外国からの訪問者に接し、地域色豊かな事業の実現に協力することを目的としています。

MICE* … Meeting, Incentive Travel, Convention, Event/Exhibition の頭文字をとったもの。
ひとつの目的をもってひとが集まる機会の総称。開催地の経済・社会への波及効果が期待される。

1 派遣の対象となる事項

1) 国際会議開催に係ること

○ インフォメーションデスク

国際会議参加者に対し、市内観光や会場案内等の情報提供を行います。

○ 市民ボランティアによる日本文化体験プログラムでのサポート

札幌国際プラザ日本文化体験ボランティアによる国際会議同伴者向け日本文化体験での言語面でのサポートを行います。

詳細については、札幌コンベンションビューローにお問合せください。

TEL: 011-211-3675 E-mail: convention@plaza-sapporo.or.jp

2) 海外からの訪問団・視察団・選手団に係ること

受入側と団員の通訳補助。(司会やアナウンス、セミナーやプレゼンテーション、取材対応時の通訳は(品質に責任を伴うため)対応できません。)

3) 案内業務補助

駅構内や区役所内等で、国内外からの観光客や外国人住民に対し、情報提供、道案内の補助を行います。

4) その他事業運営補助

国際交流イベント等をスムーズに運営する上で、ご協力できることがあればご相談ください。

5) 外国人住民生活支援に関すること

区役所での手続きや学校、保育所など札幌市関連施設において、外国人住民との間の通訳が必要な場合は、「さっぽろコミュニティ通訳」を派遣することができます。

詳しくは、お問合せください。

* 営利目的の事業や個人に対する派遣は行っておりません。

* 専門性の高い内容についても派遣ができません。

2 派遣にあたり申請者が負担する経費

1) ボランティアの活動場所までの往復交通費

既定の金額はございませんが、ボランティアの負担とならない額の支給をお願いいたします。活動当日に直接ボランティア本人へお支払いください。

※活動時間については、ボランティアの負担とならないように配慮をお願いします。やむを得ず早朝や深夜の時間帯になる場合には、タクシーチケット交付等の対応をお願いします。

2) 活動中にかかる食事代、移動費、入場料など

活動が昼食時間等にかかる場合は、食事または食事代相当額の支給をお願いします。また、入場料が発生する場所への同行の場合は、ボランティア分の移動費・入場料のご負担をお願いします。

※当制度登録ボランティアは、「ボランティア活動保険」(活動場所への往復路も含む活動中の死亡・障害・賠償責任等を保障)に加入しますが、必要に応じ主催者としてイベント保険の加入をおすすめします。

3 派遣申請について

ボランティア派遣が必要な日時、言語、人数、活動内容等を確認させていただいた上で、派遣申請書をご提出いただきます。(申請書の様式は、担当者よりメール等でお送りします。)原則として1ヶ月前までにご相談ください。派遣可能か否かについては、事業の種類、規模、時期によって異なります。

4 その他

○ボランティア向けに活動内容等を詳細に記した事前資料をご用意ください。活動内容によっては事前説明会の実施をお願いすることがあります。

○事前にお知らせいただいた内容と実際の活動内容が異なった場合、業務の遂行を中止することがあります。

○ボランティアとの連絡・調整については、原則として、派遣前日までは札幌国際プラザが行います。派遣期間中の連絡はボランティア・申請者の間で直接お願いします。

○プラザが派遣する協力者はボランティアであること、またその業務責任範囲についてを事業等に携わる他のスタッフに事前に周知し、理解を得るようにしてください。

【詳細・申込先】

公益財団法人札幌国際プラザ 多文化交流部 外国語ボランティア担当

〒060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目 札幌 MN ビル 3階

TEL : 011-211-2105 FAX : 011-232-3833 E-mail: sicpfexc@plaza-sapporo.or.jp
